

○岡山県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例施行規則

平成19年2月1日
広域連合規則第10号

(趣旨)

第1条 岡山県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例(平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第11号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、派遣職員(地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する第252条の17第1項の規定による求めに応じて派遣される職員をいう。以下同じ。)に対する手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(手当の現金支給)

第2条 派遣職員の手当は、すべて現金で支払わなければならない。

(手当の差引支給の禁止)

第3条 派遣職員の手当は、法律又は条例(これらの委任に基づく政令又は規則を含む。)によって特に認められた場合を除くほか、その派遣職員が支払うべき金額を差し引いて支給してはならない。

(手当の直接支給)

第4条 派遣職員の手当は、法律(法律の委任に基づく政令を含む。)によって特に認められた場合を除くほか、直接その派遣職員に支給しなければならない。

(手当の口座振り込み)

第5条 任命権者は、派遣職員から申出があった場合において、その者に対する手当の全部又は一部をその者の預金への振り込み(以下「振り込み」という。)の方法によって支払うことができる。

(死亡した派遣職員の手当の支給)

第6条 派遣職員が死亡した場合におけるその派遣職員の手当は、次に掲げる順位により遺族に支給するものとする。

- (1) 配偶者(届出をしないが派遣職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で派遣職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前2号に掲げる者を除くほか、派遣職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 前項第2号及び第4号に掲げる者の順位は、それぞれ当該各号に掲げる順位により、父母については養父母を先にして実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にして実父母の父母を後にする。

3 手当の支給を受ける同順位の者が2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

(給与を減額された派遣職員の手当の支給)

第7条 条例第3条第8項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額及び地域手当の月額は、派遣職員が次の各号のいずれかに該当する場合においても減額しない。

- (1) 派遣職員が当該派遣をした地方公共団体（以下「派遣元」という。）の条例の適用によって給与を減額された場合
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項の規定によって減給処分を受けた場合
（手当の額の端数の処理）

第8条 手当の計算に際してその額に1円未満の端数を生じたときは、手当種目ごとに国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の規定により処理するものとする。

（支給日）

第9条 条例第2条に規定する手当を支給する日は、毎月15日とする。ただし、その月の15日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

2 広域連合長は、特別の事由により、前項の規定により難いと認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に支給日を定めることができるものとする。

（時間外勤務手当及び休日勤務手当）

第10条 条例第3条第1項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- (1) 条例第3条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125
- (2) 条例第3条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 条例第3条第3項の規則で定める時間は、条例第4条第2項に規定する休日等（以下「休日等」という。）が属する週において、職員が当該休日等に勤務することを命ぜられて休日勤務手当が支給された場合に、当該週に週休日の振替等岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第5条の規定による週休日の振替等をいう。）により勤務時間が割り振られたときの次の時間とする。

- (1) 当該週の勤務時間が条例第3条第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）に当該休日等に勤務した時間を加えた時間以下になるときの、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間
- (2) 当該週の勤務時間が割振り変更前の正規の勤務時間に当該休日等に勤務した時間を加えた時間を超えるときの、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間のうち、当該休日等に勤務した時間数に相当する時間

3 条例第3条第3項の規則で定める割合は、100分の25とする。

4 条例第3条第4項の規則で定める時間は、同項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間外にした時間のうち、第2項各号に掲げる時間以外の時間とする。

5 条例第3条第4項の規則で定める割合は、100分の50とする。

- 6 条例第4条第1項の規則で定める割合は、100分の135とする。
- 7 時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給に関しては、時間外勤務及び休日勤務命令簿によって勤務を命ずるものとし、これによって派遣職員が実際に勤務した時間を基礎として支給するものとする。
- 8 時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給の基礎となる勤務時間は、その月の全時間数（時間外勤務手当のうち、支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- 9 時間外勤務手当及び休日勤務手当は、その月分を翌月の手当の支給日に支給する。ただし、その日に支給することができない特別の事情があるときは、その日後において支給することができる。
- 10 派遣職員が勤務時間等条例第11条の2第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「勤務時間等条例第11条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する給与期間の翌月の」とする。
- 11 派遣職員が翌月の支給日前において所属する任命権者を異にして異動し、退職し、若しくは死亡したときは、その派遣職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当は、第10項本文（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その請求又は異動、退職若しくは死亡の日までの分をその際に支給するものとする。
- 第11条 公務によって旅行（出張及び赴任を含む。）中の派遣職員は、その旅行期間中は、正規の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、旅行目的地において正規の勤務時間以外に勤務すべきことを派遣職員の所属長があらかじめ指示して命じた場合において、現に勤務し、かつ、その勤務時間について明確に証明できるものについては、時間外勤務手当を支給するものとする。
- （管理職員特別勤務手当を支給する職員）
- 第12条 条例第5条第1項の規則で定める職員は、当該派遣された地方公共団体において職員として在籍した場合に管理職手当を受給する職にある者とする。
- （管理職員特別勤務手当の額等）
- 第13条 条例第5条第2項の規則で定める額は、8,000円とする。
- 2 条例第5条第2項ただし書の規則で定める勤務は、勤務した時間が6時間を超える場合とする。
- （管理職員特別勤務実績簿等）
- 第14条 任命権者は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。
- （補則）
- 第15条 この規則に定めるものを除くほか、派遣職員の手当の支給に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月29日広域連合規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日広域連合規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月30日広域連合規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。